

第 83 類 各種の卑金属製品

注

- 1 この類において卑金属製の部分品は、本体が属する項に属する。ただし、第 73.12 項、第 73.15 項、第 73.17 項、第 73.18 項又は第 73.20 項の鉄鋼製品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの（第 74 類から第 76 類まで又は第 78 類から第 81 類までのものに限る。）は、この類の物品の部分品とはしない。
- 2 第 83.02 項において「キャスター」とは、直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が 75 ミリメートル以下のもの及び直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が 75 ミリメートルを超えるものにあつては取り付けある車輪又はタイヤの幅が 30 ミリメートル未満のものをいう。